



自転車交通ルールのきほん



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。
- 自転車が歩道を通行できるのは、次の場合に限られます。
 - ・ 自転車歩道通行可の標識や標示が設けられているとき
 - ・ 13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者等
 - ・ 車道を通行することが危険であるとき（工事中である場合、駐車車両がある場合、著しく車の交通量が多い場合など）
- 歩道は歩行者優先です。歩道を通行する場合は車道寄りを徐行しましょう。
- 歩行者が多い場合や歩道が狭いなど、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止して安全に歩行者を通過させるか、自転車から降りて押して歩きましょう。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従って通行しましょう。
- 「一時停止」の標識がある場所では、必ず一時停止をして、安全を確かめましょう。
- 交通量が少ないところでも、いきなり飛び出すことは危険です。安全を十分に確かめ、速度を落として通行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夕暮れや夜間、早朝に出かける際は必ずライトを点灯しましょう。反射材等も活用しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されていますので、絶対にやめてください。

⑤ 乗車用ヘルメットの着用（令和5年4月1日～ 努力義務）

- 全ての年齢層の自転車利用者は乗車用ヘルメット着用の努力義務があります。
- 自転車を利用する人は、事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童も、乗車用ヘルメットを忘れずに着用させましょう。

「70歳以上の高齢ドライバーがご家族の中におられる方へ」

70歳以上の方の運転免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておく必要があります。しかし例年、**学生が夏休みとなる時期は、高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約が大変取りにくくなります。**通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするよう教えてあげてください。

なお、認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください。



予約はお早めに！

スマホであなたに“オトモ”する
広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

オトモポリス

今すぐ!!
ダウンロード!!

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに!

さらに防犯機能も充実!!



音楽隊動画も
アプリから!

App Store
からダウンロード



Google Play
からダウンロード



広島県警シンボルマスコット

名前：**メイプル君**

誕生：平成7年

使命：県民の理解と協力を支えられ、県民の期待に応えられる広島県警察をアピールすること

